

法第	2	条 令第	—	条	用語の定義
大規模の修繕・大規模の模様替					(法第2条第1項第14・15号)

取扱い	<p>主要構造部の一種以上について、その<u>構成材全て</u>に行う過半の修繕又は模様替が、法第2条第1項第十四号の大規模の修繕又は同項第十五号の大規模の模様替に該当するものとする。</p> <p>主要構造部の構成材とは次のとおりとする。</p> <p>(1) 外壁 間柱、胴縁、外装材及び下地材。(内装材と一体で外壁を構成する工法の場合は内装材を含む。)</p> <p>(2) 床 根太及び下地材(下地材がない場合は、根太及び仕上材。)</p> <p>(3) 屋根 原則として、野地板及びたるき等の屋根下地材並びに屋根ふき材。 小屋組部分で、柱又ははりに該当しない部分は、屋根の構成材として扱う。 もやははりとして扱う。 通常の折板屋根は、折板自体が野地板及びたるき等の下地材を兼ねており、折板のみで屋根の構成材全てに該当するものとして扱う。</p>		
解説			
参考		最終更新日	令和5年8月2日
<ul style="list-style-type: none"> 「建築物の防火避難規定の解説 2016」 p. 24, 25 「屋根の改修に関する建築基準法の取扱いについて」(令和5年3月31日国住指第595号) 			